

J R 連 合 発 第 3 9 号  
2 0 1 2 年 3 月 6 日

全日本鉄道労働組合総連合会  
執行委員長 武 井 政 治 様

日本鉄道労働組合連合会  
会 長 坪 井 義 範

### 公開質問状

2月6日、最高裁判所が浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、貴労組の組合員である被告7名全員を有罪とする一審判決が確定したことを受け送付した、貴労組の見解を求める公開質問状（2月6日付、J R 連合発第33号）に対して、貴労組は『貴労組からの「公開質問状」に、組織として回答する必要はないと判断します』（2月16日付、J R 総連発第4号）と回答した。さらに、刑が確定した7名のうち、2名はJ R 総連の専従役員、5名がJ R 総連傘下のJ R 東労組の専従役員として雇用されていることから、「雇用主」としての見解を求めて送付した公開質問状（2月24日付、J R 連合発第37号）に対して、貴労組は3月1日付で、「貴労組へ回答する必要はないと判断します」と、雇用主として7名を擁護するかのような回答を送付してきた。

7名を擁護することは、雇用を継続する強い意志を有していることに他ならないと認識するが、貴重な組合費を使って犯罪を犯した7名の雇用を継続することについては、社会的存在である労働組合として説明責任があると考えます。

以上の認識を踏まえ、下記の事項について貴労組の見解を求めるので、3月14日までに文書で回答されたい。なお、本状及び回答については、公開することを申し添える。

### 記

- 1 . 刑が確定している7名のうち、貴労組が雇用している、山田知氏および大潤慶逸氏について、今後も雇用を継続する考えがあるのか、貴労組の見解を明らかにされたい。
- 2 . J R 東労組が雇用している、梁次邦夫氏、上原潤一氏、齊藤秀一氏、小黒加久則氏および八ツ田富男氏の今後の雇用の考え方について、J R 東労組の上部組織としての貴労組の見解を明らかにされたい。

なお、上記1および2について、誠意ある回答がない場合、7名の雇用を継続する考えを有しているものとみなすことを付記する。

以 上